

デジタル庁
○ 令第 号
法 務 省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年
総務省
経済産業省
法令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用者の真偽の確認の方法) 第五条 法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。 「イ・ロ 略」 ハ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることのできる者（以下「名宛人等」という。）に限り交付する郵便（次に掲げるいずれかの書類の提示を求める方法により名宛人等であることの確認を行うことにより交付するものに限る。）又はこれに準ずるものにより、申込みの事実の有無を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法 (1) 「略」 (2) 健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等に係る資格確認書、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上 (3) 「略」 ニ 「略」 二 「略」 2 「略」	(利用者の真偽の確認の方法) 第五条 「同上」 一 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 「同上」 (1) 「同上」 (2) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上 (3) 「同上」 ニ 「同上」 二 「同上」 2 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

2 この命令による改正後の電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条の規定の適用については、この命令の施行の際現に交付されている被保険者証又は共済組合員証は、改正法施行日から起算して一年間（当該被保険者証又は共済組合員証に有効期間の定めがある場合であつて、当該有効期間の末日が改正法施行日から起算して一年を経過する日の前日以前であるときは、改正法施行日から当該有効期間の末日までの間）は、同条第一項第一号ハ(2)に掲げる書類とみなす。